

呉市国民健康保険音戸診療所指定管理者の募集内容に関する質問及び回答

令和6年8月5日

■ 呉市国民健康保険音戸診療所指定管理者募集要項に関すること		
	質問	回答
1	<p>2 施設の概要 (8) 直近指定管理状況 (収支) (9) 直近指定管理状況 (利用者数)</p> <p>令和3年8月から休診中とあるが再開について伺います。</p> <p>現在、休診中扱いですが向後再開手続きは呉市側が実施し、以後指定管理者が業務を引き継ぐと理解して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法上関係＝呉市保健所地域保健課 ・診療報酬請求関係＝中四国厚生局指導監査課 ・構造設備関係＝広島県保健所呉支所 厚生保健課 <p>等々再開に関する事前協議を含めて手続き一切を呉市側にて再開申請を行った後、指定管理者側が以後引き継ぐと理解します。</p> <p>仮に指定管理者が再開申請を行う際、令和3年8月休止申請した当時の状況・関係書類等々の情報一切が不明である。</p> <p>又中四国厚生局指導監査課に再開申請を行う際、医療機関番号他再開手続きに必要な情報が不明である。</p>	<p>医療法上関係の再開申請は呉市が行います。</p> <p>診療報酬請求関係及び構造設備関係に係る申請については、指定管理者に行っていただきます。その際に必要となる情報があれば、呉市から指定管理者に情報提供します。</p>
2	<p>2 施設の概要 (8) 直近指定管理状況 (収支) (9) 直近指定管理状況 (利用者数)</p> <p>令和3年8月から休診中とあるが再開について伺います。</p> <p>現在、休診中扱いですが、向後再開の後に業務を行う際、法的な設備点検等一切は呉市側が実施し、以後指定管理者が業務を引き継ぐと理解して良いか。</p> <p>約3年以上休診しており、例えば浄化水槽・電気ガス・エレベーター・清掃等々設備建物一切の法的点検が必要であり、再開時は関係部署において使用許可が必要となる。</p> <p>これら再開に必要な諸手続きを指定管理者側が申請・点検・使用許可申請までを行うのは困難であると考えられる</p> <p>(休診申請当時の書類含め情報が一切不明の中での手続きは困難であると考えられる)</p>	<p>休診中も国民健康保険音戸診療所の維持管理については、エレベーターの保守管理を除き、実施しています。</p> <p>従って、呉市がエレベーターの始動確認を行った上で施設を引き渡します。以後の維持管理は、御指摘のとおり、指定管理者の負担において実施していただきます。</p>
3	<p>5 管理の基準 (2) 施設の診療時間等</p> <p>ア 診療時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>この診療時間は厳守する必要があるのか。又は指定管理者側にて診療時間を変更可能か否か。</p> <p>(例えば週3日間程度で更には午前中のみが可能か否か)</p> <p>仮に、内科(訪問診療を主として)1日、精神科2日とする診療科にて運用とした際において、貴市の見解を伺います。</p>	<p>診療科目、診療日、休診日及び診療時間について、代替案がある場合は、事業計画書の中で、具体的に提案していただくことができます。</p> <p>例に挙げられた運用についても、提案していただけます。</p>

4	<p>11 施設運営協議会の設置</p> <p>呉市国民健康保険音戸診療所施設運営協議会を設置とあるが、指定管理者側の構成員の条件が有るか。必須の職種が有るのか否か。</p> <p>定期的に連絡会議を開催する。とあるが、毎月開催が必須なのか、会議は対面又はリモート開催でも良いか否か。</p> <p>議題は定期内容なのか、特に指定は無いのか。</p> <p>日程調整が困難な場合、感染症等々にて開催が不可の際は、議事録のみで開催した。として良いか否か。</p>	<p>呉市国民健康保険音戸診療所施設運営協議会の構成員について、制限は設けておりません。</p> <p>呉市と指定管理者の間で、情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めることを目的としており、開催頻度については、1年あたり1～2回程度を想定しています。</p> <p>会議の開催方式は、対面による開催を想定していますが、リモートや書面による開催を必ずしも否定するものではありません。</p> <p>現況報告のみで運営に支障がなければ、議題についても特に指定はありません。</p> <p>参考までに、過去には、「大規模修繕に係る要望」、「新型コロナウイルス感染症の影響」、「国民健康保険音戸診療所の休診」等の議題について、協議しています。</p>
5	<p>14 事業報告書等</p> <p>(1) 毎月10日までに前月分の事業報告書を作成。とあるが呉市所定の書式なのか、指定管理者側の任意の書式でも可能か否か。(必要な項目を記載している条件アイウ表記)</p> <p>(2) 毎年度終了後40日以内に事業報告作成。とあるが呉市所定の書式なのか、指定管理者側の任意の書式でも可能か否か。(必要な項目を記載している条件アイウ表記)</p>	<p>いずれの事業報告書についても、指定管理者側の任意の書式を用いることが可能です。</p>
<p>■呉市国民健康保険音戸診療所指定管理者仕様書に関すること</p>		
<p>質問</p>		
6	<p>1-(1)-ア診察</p> <p>内科 月曜日から金曜日と表記あるが、この診療日は変更可能か否か。(例えば3日程度)/週 午前のみとか)</p> <p>又は表記されている内科は5日/週必須なのか。</p> <p>又は内科5日/週、午前又は午後だけの診療時間でも可能か否か。</p> <p>診療日に関して、指定管理者側は何処までの裁量が認められるのか。市長の承認を得た場合は変更することができます。とあるが、何処まで必要なのか。</p> <p>例えば一時的(緊急時)な診療日(休診含む)・診療時間の変更の際には事後申請での良いか否か。</p>	<p>診療日、休診日及び診療時間について、代替案がある場合は、事業計画書の中で、具体的に提案していただくことができます。</p> <p>例に挙げられた内科の運用についても、同様に代替案を提案していただくことができます。</p> <p>令和3年8月以降、当該診療所が休診していることを踏まえ、施設の設置目的に反しないと認められる合理的な理由を伴う変更であれば、承認することができます。</p> <p>急を要する患者への対応を除いて、事後申請による一時的な診療日(休診含む)及び診療時間の変更は認めません。</p>
7	<p>1-(3)-イ警備業務</p> <p>無床の診療所において何処までの警備業務が必要なのか。当該指定管理者側の職員が施設内に常駐にて警備業務が必要なのか。又は例えば外部警備会社との警備(防災)委託契約締結を行いその会社が警備業務を行う。等での業務委託は可能か否か。</p>	<p>指定管理者職員による常駐警備、外部警備会社への委託による常駐警備及び機械警備のいずれでも構いませんが、24時間警備が必要です。</p>